

「京都丹波福祉職場応援ムービー」作成委託業務企画提案公募に係る 企画提案仕様書作成要領

第 1 企画提案書の作成方法

- (1) 1 社 1 提案とする。
- (2) A 4 版、横書きとする。(図表等は必要に応じ、A 3 版折込みも可。)
- (3) 文章を補完するための写真・イラストなどの使用は可とする。
- (4) 企画提案書は、極力、専門用語は使用しないこと。
- (5) 「第 2 企画提案書の記載内容」の項目順に沿った記載とすること。

第 2 企画提案書の記載内容

1 業務の管理

(1) 実施体制

事業全体を管理する事業推進管理者、動画作成を行う動画作成担当者、その他業務に係る従事者の経歴、資格・経験等、事業従事者に対する指揮監督のあり方、事業従事者の配置人数、業務内容等を記載すること。

(2) スケジュール

スケジュール及びその進行管理を詳細に記載すること。

2 業務の内容

(1) 業務実施における動画検討会議への付議

今回作成を委託する「京都丹波福祉職場応援ムービー」制作にあたっては、現場職員の方が考える高齢・障害関係事業所の魅力を色濃く反映したものとするため、必要に応じて、甲及びワーキングチームが参加する動画検討会議へ報告・付議を行うこととしている。この動画検討会議への報告・付議の計画案について記載すること。

また、動画検討会議以外の方法により、広く管内高齢・障害関係事業所からの意見聴取を円滑かつ有効的に行うための手法がある場合（アンケート集計等）は、その手法の詳細を記載すること。

(2) 動画の企画

動画企画内容について、シナリオ、絵コンテ等を用いてイメージが想起できるような形で記載すること。

ただし、動画内容の正式決定は上記（１）の動画検討会議において行うこととなるため、今回の提案で契約に至った場合であっても、内容の変更、修正を依頼することがある。

（３）動画の制作

動画制作計画を詳細かつ具体的に記載すること。特にインタビュー等、人物を用いた動画制作を行う場合、関係者との連絡調整の責任者、連絡方法等について、具体的に記載すること。

ただし、動画内容の正式決定は上記（１）の動画検討会議において行うこととなるため、今回の提案で契約に至った場合であっても、内容の変更、修正を依頼することがある。

（４）動画編集

動画編集計画を詳細かつ具体的に記載すること。特に使用予定の楽曲等については、権利処理の方法、その費用、楽曲使用可能期間、楽曲使用可能期間超過後の代替楽曲等について詳細かつ具体的に記載すること。

ただし、動画内容の正式決定は上記（１）の動画検討会議において行うこととなるため、今回の提案で契約に至った場合であっても、内容の変更、修正を依頼することがある。

（５）所要経費の積算及び内訳

本業務に係る経費の積算額及びその内訳を記載すること。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（６）その他

- ・過去に同種・類似の福祉人材確保・定着支援業務に係る実績がある場合は、その業務実績について記載すること。
- ・今回業務には、原則、上映業務、広報業務は含んでいないが、有効な提案がある場合には企画提案仕様書に記載して差し支えない。
- ・その他特記事項について具体的に記載すること。